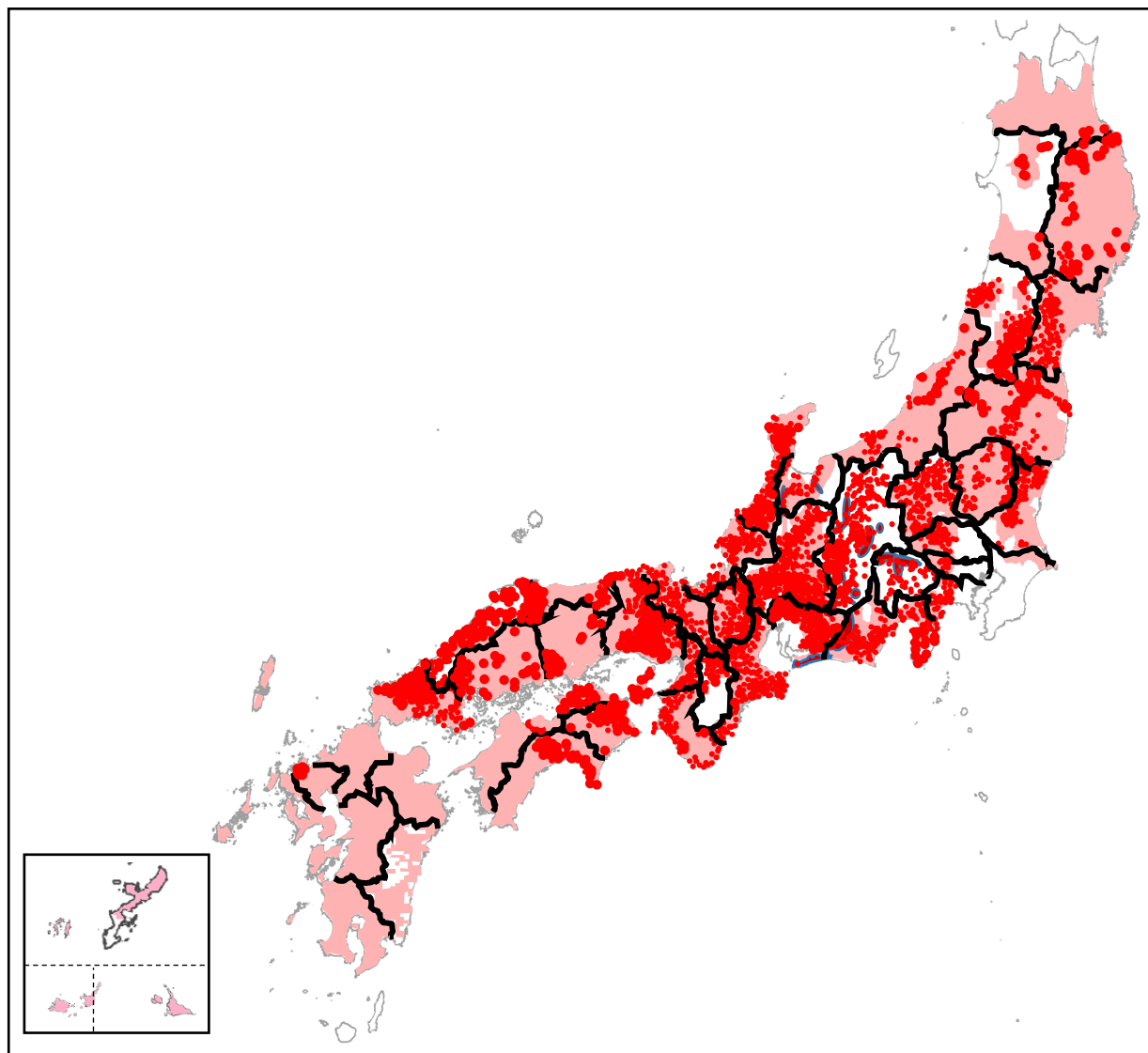


現在の豚熱に係る捕獲重点エリアの設定概要

(令和6年11月6日時点)

- 豚熱陽性の野生イノシシが確認されている県及びその隣接県等の46都府県において、養豚場の周辺や、イノシシの移動制限に重要な地域を捕獲重点エリアに設定。



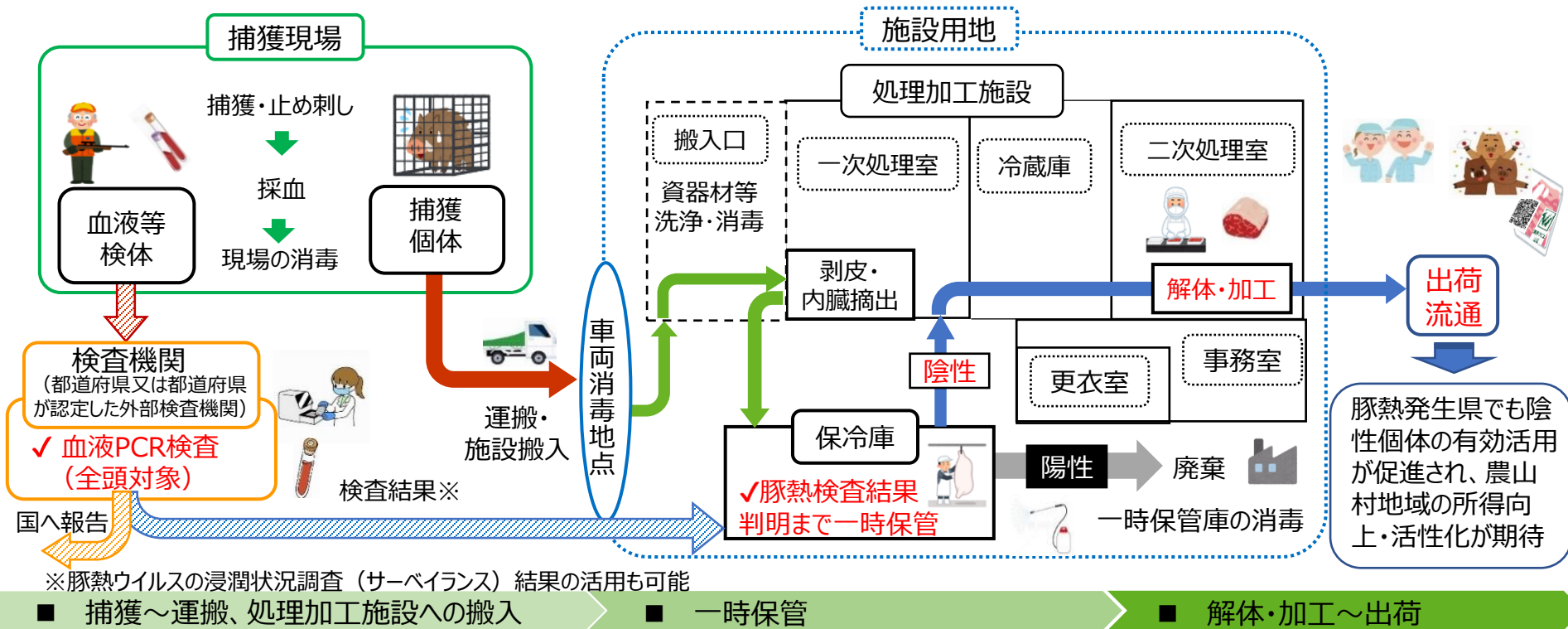
- 捕獲重点エリア
- 捕獲重点エリアのうち
各県で特に重視する地域
（「防衛ライン」等）
- 野生イノシシ陽性地点
（一部略）

※ 捕獲重点エリア設定都府県（46都府県）
 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、
 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、
 千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、
 富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、
 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、
 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、
 和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、
 広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、
 高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、
 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き（概要）

- 豚熱感染確認区域で捕獲した野生イノシシについては、家畜防疫及び食品衛生を確保しつつ、豚熱陰性個体の出荷を可能とする枠組みである「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づくジビエ利用に取り組むことが重要。
- 信頼できる検査結果に基づく防疫措置の確保のため、血液PCR検査による豚熱陰性を確認するとともに、捕獲から出荷までの一連の各作業では、豚熱ウイルス拡散リスクを最小限にするための複合的な対策を徹底。

○豚熱ウイルス拡散リスクを最小限にするための複合的な対策のポイント



- 都道府県又は都道府県が認定する外部検査機関が実施する血液PCR検査による豚熱感染の有無を確認
- 豚熱判定結果が判明するまで、隔離して一時保管し、陰性個体をジビエ利用
- 豚熱ウイルス拡散リスクを最小限にするための複合的な対策を実施

都道府県は処理加工施設等に対して適切に指導

野生イノシシでの豚熱発生35都府県における手引きに基づくジビエ利用の取組状況

令和3年4月に策定した「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づく豚熱陰性個体のジビエ利用の取組状況（予定を含む。）（R6.3末時点）に関する調査結果※は以下のとおり。

➤ 現在、手引きに基づくジビエ利用に取り組む処理加工施設（20府県・81施設）

都府県	宮城	茨城	埼玉	新潟	富山	石川	福井	山梨	岐阜	静岡	愛知	三重	大阪	京都	兵庫	奈良	和歌山	島根	広島	山口	合計
施設数	1	1	1	2	7	7	4	3	11	5	1	4	1	4	1	2	13	9	3	1	81

➤ 今後、手引きに基づくジビエ利用に取り組む予定の処理加工施設（7府県・9施設）

都府県	栃木	神奈川	山梨	三重	静岡	島根	広島	合計
施設数	1	1	1	1	1	3	1	9

現時点で、手引きに基づくジビエ利用の予定無し(13都県)
岩手、秋田、山形、福島、群馬、東京、
長野、滋賀、鳥取、岡山、徳島、香川、高知

➤ 令和5年4月の改正を受けた検査体制の見直し状況

- 外部検査機関に委託をしている県は3県
- 外部検査機関に委託を検討している県は3県
- 家畜保健衛生所で検査回数を増加した県は2県

※「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づくジビエ利用の取組状況等に関する調査の実施について」（令和6年5月17日付6農振第509号鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策課長通知）

※令和6年3月末時点において野生イノシシでの豚熱発生が確認されていた都府県を対象に調査を実施

※利用開始日未定の施設は除く。

鳥獣被害防止総合対策交付金（R5拡充）

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業のうち豚熱発生地域での安全なジビエ利用の促進

<対策の概要>

- 野生イノシシでの豚熱発生地域における安全なジビエ利用を促進するため、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づく防疫・検査体制の検討、処理加工施設等での複合的な豚熱ウイルス拡散防止策の実効性確保のための検証、一時保管に伴うジビエの品質確保のための実証などに要する経費を支援します。

<事業の内容>

1. 事業内容

「ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組」において、豚熱発生地域を対象に、以下の取組を支援（必要な取組を選定して実施可能）

- 安全なジビエ利用のための体制整備
 - ①手引きに基づく防疫・検査体制の検討
 - ②処理加工施設等での手引きに基づく複合的な豚熱ウイルス拡散防止策の検証
 - ③安全なジビエ出荷のための検査実施関連費用
- ジビエ品質確保のための検証
 - ④一時保管に伴うジビエの品質への影響の検証と品質低下防止のための冷蔵・包装方法等の検討・実証

2. 補助率

- 定額（上記③の取組は、限度額1,500千円以内）

3. 事業主体

- 都道府県

4. 採択要件

- 都道府県の家畜衛生部局との連携を必須とする。

5. 事業の流れ

交付・定額



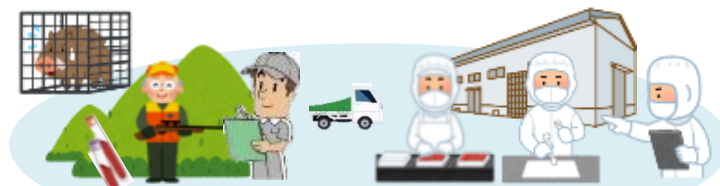
<事業イメージ>

豚熱発生地域における手引きに基づく安全なジビエ利用の促進に向けた取組を支援



- ①関係機関（県・市町村など）による手引きに基づく防疫・検査体制の検討
- ジビエ利用個体の捕獲可能エリア
 - 豚熱陽性確認時の防疫措置の手順
 - 豚熱検査結果の共有方法
 - 豚熱検査の外部委託化・迅速化 など

豚熱感染確認区域



- ②捕獲から出荷までの一連の各作業における豚熱ウイルスの拡散・交差汚染防止策の実効性確保のための検証



- ③豚熱感染の有無を確認するための血液PCR検査実施関連費用の支援



- ④検査結果判明までの一時保管に伴う品質への影響把握と品質低下防止策の検討・実証

[お問い合わせ先]

農村振興局 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣利活用調査班 (03-6744-7176)